

国補第 3001 号市道栗田座呂峰線
道路災害復旧工事(2 期工事)

入 札 説 明 書

伊 予 市 財 政 課

令 和 8 年 9 月 2 4 日

国補第 3001 号市道栗田座呂峰線道路災害復旧工事（2 期工事）の入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

- 1 入札に付する事項
別添入札公告の 1 に掲げるとおり
- 2 事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別紙 1）（以下「申請書（別紙 1）」という。）の添付書類
 - (1) 企業の施工能力について（総合評価様式第 4 号）
 - (2) 配置予定技術者について（総合評価様式第 5 号）
 - (3) 企業の地理的要件・地域貢献度について（総合評価様式第 6 号及び第 7 号）又はこれに準じるもの
※各様式に記載された証明書類等を添付すること。
- 3 契約条項を示す場所
別添入札公告の 1 1 (3) に掲げるとおり
- 4 入札保証金及び契約保証金に関する事項
別添入札公告の 7 に掲げるとおり
- 5 落札者の決定の方法
別添入札公告の 1 0 (1) から(4)までに掲げるとおり
- 6 調達をする建設工事の仕様その他の明細
別途交付する設計書、図面及び仕様書のとおり
- 7 開札に立ち会う者に関する事項
開札に立会いを希望する者は、その旨を開札の前々日までに申し出ること。
- 8 入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
伊予市総務部財政課（監理担当）
〒799－3193
伊予市米湊820番地
電話番号 （089）909－6384
- 9 その他必要な事項
 - (1) 落札候補者による事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別紙 3）（以下「申請書（別紙 3）」という。）の提出
落札候補者は、入札執行者から別添入札公告 1 0 (4) に掲げる入札参加資格確認のための書類の提出を求められたときは、申請書（別紙 3）に以下の書類を添付して指示された日の翌日から起算して 2 日以内に提出すること。なお、建設業許可証（写）、専任技術者証明書（写）、直近の経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）（写）の提出を求めることもあるため、その場合は速やかに提出すること。
ア 入札参加資格確認資料（別紙 4）
イ 工事総合工程表（手持工事一覧表等で本件配置予定技術者が従事可能であることがわかるもの）
ウ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可決定の写し
 - (2) 設計書等の配布等
設計書等は、令和 8 年 9 月 2 4 日（木）から 1 0 月 3 0 日（金）まで入札情報公開システムに掲示する。

(3) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 入札日時 令和8年10月28日(水) 午前 9時00分から
10月30日(金) 午後 5時15分まで
イ 開札日時 令和8年11月 5日(木) 午前10時00分
ウ 場所 えひめ電子入札共同システム

(4) 入札方法

- ア 入札執行回数は1回とする。
- イ 入札に際し、申請書(別紙1)、入札説明書の2に示す書類及び入札金額に付合した工事費内訳書(別紙2を表紙とし、閲覧設計内訳明細書の本工事費内訳書を添付したもの)を提出すること。
- ウ 伊予市電子入札運用基準、伊予市建設工事入札者心得(電子入札用)を遵守すること。
- エ この工事は、伊予市財務会計規則(平成17年伊予市規則第48号。以下「規則」という。)第260条第1項の規定に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る者に対して、規則第260条第2項の規定に基づき、低入札価格調査を行うこととしている。したがって、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者(以下「調査対象者」という。)は、入札公告内の低入札価格調査資料の提出期限までに、指定された資料の持参による提出を求めるので、開札後ただちに準備すること。なお、期限までに提出がなかった場合及び調査に対応できない旨の申し出があった場合は、当該入札を失格とするので留意すること。
- オ この工事は、低入札価格調査制度における失格判断基準の適用対象工事である。そのため、上記エにかかわらず、設計金額に対し、入札価格の費目別内訳のいずれかが、当該失格判断基準に該当する場合には、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、失格とする。
- カ 伊予市建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領(平成28年伊予市訓令第24号)第3条の規定に基づき、調査対象者については調査資料を持参により、入札公告内の施工体制確認に係る調査資料の提出期限までに速やかに提出すること。なお、期限までに提出がなかった場合及び調査に対応できない旨の申し出があった場合は、当該入札を失格とするので留意すること。

(5) 入札の中止

入札者がいないときは、入札を中止するものとする。

(6) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札心得及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(7) 支払条件

前金払は、請負金額の4割以内の額とする。

ただし、低入札価格調査を受けた者との契約にあつては、前金払は請負金額の2割以内の額とする。